

財産開示手続申立てに必要な書類等

R4. 4～ 盛岡地方裁判所第2民事部

- 1 申立手数料 (収入印紙) 2, 000円
 - 2 予納金 7000円
※ 申立書提出後に、予納金を納付するために必要な書面 (保管金提出書) を送付 (交付) します。事件終了後に残額が生じた場合は、還付手続を行います。
 - 3 財産開示手続申立書 ※ (担保権・被担保債権・) 請求債権目録の写し 3部添付
 - 4 債権を証する書面 (以下「法」は民事執行法を表します。)
 - (1) 執行力のある債務名義を有する債権者 (法197条1項申立て (1号、2号共通))
 - ア 執行力ある債務名義の正本
 - イ 確定証明書 (債務名義が家事審判書の場合)
 - ウ 債務名義正本の送達証明書
 - (2) 一般の先取特権を有する債権者 (法197条2項申立て (1号、2号共通))
先取特権の存在を証する文書
 - 5 財産開示手続申立要件を示す書類
 - (1) 過去6か月以内に行われた強制執行等による配当又は弁済金交付の手続において当該金銭債権の完全な弁済を受けられなかった場合 (法197条1項1号又は2項1号申立て)
配当表謄本、弁済金交付計算書謄本など
 - (2) 知っている財産に対する強制執行を実施しても、当該金銭債権の完全な弁済を得られない場合 (法197条1項2号又は2項2号申立て)
 - ア 債務者の居住地・所在地等の土地及び建物の不動産登記の全部事項証明書
 - イ 財産調査結果報告書と調査内容に関する疎明資料、第三者の陳述書・聴取書等
 - 6 資格証明書等 (法197条1項、2項共通)
 - (1) 申立人及び債務者が法人等の場合
 - ア 申立人の代表者事項証明書 (3か月以内発行のもの。権利能力のない社団の場合は、社団の存在及び代表者を証する書面 (規約、代表者の就任が決議された総会の議事録等))
 - イ 債務者の代表者事項証明書 (3か月以内発行のもの)
 - (2) 申立人又は債務者の氏名 (商号) ・住所 (本店所在地) が債務名義の表示と異なるとき
債務名義の氏名 (商号) ・住所 (本店所在地) とのつながりを証する書面 (住民票抄本、戸籍の附票等。債務者が法人の場合は商業登記事項 (履歴事項) 証明書)
- 以上

【各資料の取得先】

- ・不動産登記の全部事項証明書、代表者事項証明書 各法務局
- ・住民票 住民登録のある市町村役場 (戸籍住民課)
- ・戸籍附票 本籍地の市町村役場 (戸籍住民課)